

部活動計画

(運動部活動に関する方針含む)

令和6年度

1 目標

集団行動を通して部員間の連帯感を高め、自主的・自発的な態度を養うとともに、心身の鍛錬及び協力する心・思いやりの心の育成等、自己の能力・個性の伸長を図ることを目的とし、部活動の成果は学校教育活動の向上に役立てる。

2 部活動の位置づけ

部活動は教育課程の一環として捉え、学校長及び教師の管理指導の下行われる。また、教師の奉仕的協力及び、情熱と熱意によって成立するものであり、部活動が円滑に行えるように下記の条文を定める。

3 指導方針及び設置条件

- (1) 学校、学年、学級活動に差し支えないように活動を進める。
- (2) 部活動顧問にあたっては、教師の特技・興味・関心などを考慮し、希望者を募って学校長が委嘱する。また、部活動指導員が配置された場合、校長の委嘱で顧問にすることができる。
部活動顧問が成立しない場合は、全教師の協力のもとで活動を進めていくよう努力する。
- (3) 技能面において指導しかねる場合は、地域及び保護者の協力を得て指導することも考慮する。(外部指導者)ただし、この場合は学校長の責任のもとに指導者を委嘱する。
- (4) 本校教師以外の指導者だけによる部の設置は認めない。※部活動指導員が配置された場合可能。
- (5) 本校において設置、設備、備品などが無く、並びに指導者等に責任者がいない場合は、部を設置することはできない。
- (6) 必要に応じて部顧問会を持ち、部の運営の改善に努める。
- (7) 保護者との連携を密にし、共通理解のもとで協力体制を図る。
- (8) 部活動は毎年、年度初めに結成式を持って本格開始とする。
- (9) 部顧問の任期は、部活動結成式より、同年度の3月31日までとする。
- (10) 入部届け(入部許可願い及び誓約書)の提出をもって入部決定とする。
- (11) 現存する部活動以外に活動をする時は、生徒・保護者が本校教師の中から管理責任者を依頼し、校長の許可を受けて、同好会として活動することができる。
- (12) 部活動への昇格は、同好会としての活動が1年間計画的に行われ、生徒の意志を確認したのち、職員会議で検討後、校長の許可を受けて新設する。
- (13) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

4 運営費について

- (1) 各部の活動費(以下部費という)は、各部員から徴収して充てる。
- (2) 部費の金額については、各部の状況に応じて決定する。
- (3) 部費は、途中退部の場合があっても返金しないものとする。
- (4) 部によっては、臨時に活動費を徴収する場合もある。
- (5) ユニフォーム・シューズ等個人で使用するものは、自己負担とする。

5 部員の資格及び、入退部に関する規則

- (1) 資格：川平中学校に在籍する生徒で、学校長・部顧問教師・保護者の許可した生徒に限る。
また、部活動を通して心身の鍛錬を志す生徒であること。
- (2) 入部：部顧問を通して保護者と本人が入部手続きを済ませてから、入部を認める。
- (3) 退部：保護者連署による退部届けを顧問に提出する。

(4) 除 名：校則及び部活動規定・心得に従わない場合は、退部処分を受ける。

6 部活動規定

(1) 平日は長くとも2時間、休業日（夏休みや冬休み、学期中の週末含む）の練習は3時間とする。

(2) 活動期間は下記の通りとする。

* 2月～10月・・・・・・・・・・18：20活動終了、18：30下校終了

* 11月～1月・・・・・・・・・・17：50部活終了、18：00下校終了

(3) 休業日（学期中の週末含む）の練習は、顧問教師及び部活動指導員の計画のもと活動する。

(4) 一週間に2日の休みを設けるものとする。休みは水曜日と土曜日もしくは日曜日のどちらかを休みとする。ただし、試合前においては保護者・学校長及び顧問教師の許可を得て、活動を行うことができる。

(5) 第3日曜日は、家庭の日と位置づけ、休みとする。試合前及び大会当日においては、保護者・学校長及び顧問教師の許可を得て、活動を行うことができるが翌月曜日を振替休とする。

(6) 部活動延長願いの際には、保護者・部顧問の許可を得て同意書を作成し、学校長へ提出の上許可を得て活動することができる。

(7) テスト休みはテスト初日の7日前からとする。ただし、試合前においては学習に支障のない範囲内で、保護者・学校長及び顧問教師の許可を得て行うことができる。

7 部員心得

(1) 顧問教師及び外部指導者の指導助言を受けて活動計画を立て、計画に従って自主的・自発的に活動する。

(2) 常に勤勉で学業に励み、学校行事・学級活動・生徒会活動等においても積極的に参加し、一生懸命に取り組むこととする。

(3) 礼儀正しく、身なりをきちんとし、挨拶・言葉遣い・時間のけじめをつけることとする。

(4) 安全・健康面に十分に注意し、事故防止に努めることとする。

(5) 施設・用具などは大切に使用・保管し、練習場所の保清に努め、戸締まりや整理整頓はきちんとする。

(6) 教室を利用するときは、担任の許可を得て行うこととする。

(7) 校内にお菓子・飲み物や携帯電話等を持ち込まないこととする。ただし、必要を要する時は、職員で検討して決定する。

(8) 顧問・副顧問教師及び部活動指導員、委嘱を受けた外部指導者が不在の休日の部活動は禁止とする。

8 部活動での事故について

顧問教師及び外部指導者は指導上安全・健康面に十分留意するが、万が一事故や災害が活動中・試合中・下校中・その他に発生した場合、日本スポーツ振興センターの保険範囲で行い、顧問教師及び外部指導者に責任を負わさない。

9 各部活動及び顧問

部活動名	顧問	副顧問	コーチ
ソフトテニス	男子：高嶺 聡史 (部活動指導員) 女子：		
バドミントン	男子： 女子：		